

令和3年度大磯町教育委員会基本方針

大磯町教育委員会では、教育委員会の活動に対し、自らの点検・評価及び外部評価を実施し、その責任体制の明確化や体制の充実を図るとともに、地方教育行政の推進に努めてまいりました。

こうした中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、新しい教育委員会制度がスタートしました。町では法律の趣旨に則り、町長と教育委員会をもって構成する総合教育会議において、「いのち」「こころ」（～自らの可能性を求め、新しい時代を心豊かに生きる人づくり～）を基本理念とする『大磯町教育大綱』を策定しています。

大磯町教育委員会では、教育大綱を尊重し、「いのち」と「こころ」を輝かせる3つの力、すなわち「知力」（自らの可能性を広げる基盤となる、知的好奇心をはぐくみます）、「体力」（新しい時代をたくましく生きる原動力となる、心身の健康をはぐくみます）、「共感力」（伝え合い、理解し合い、相手を思いやる心につながる、人や自然への優しさをはぐくみます）の育成を目指し、教育行政の推進に努めてまいります。

《学校教育の基本方針》

幼稚園においては、「遊びを中心にさまざまな経験を通じて、家庭ではぐくまれてきた「生きる力」の基礎を確立する」ことを基本方針とします。

また、小中学校においては、学習指導要領における「生きる力」の理念や『大磯町第五次総合計画』の「柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり」に掲げる「次世代を担う人づくりの推進」の趣旨を踏まえるとともに、教育大綱の基本方針である、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心をはぐくむ教育と、保護者や地域に信頼される開かれた学校づくりの実現を目指します。

〔目標〕

1. 幼稚園では、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の協力体制を築く中で、心豊かでたくましい園児の育成を目指します。
2. 幼稚園と保育所の交流を深め、就学前児童の育成を見据えた中で、幼保連携を推進します。
3. 各小・中学校では、学習指導要領に則った適切な教育課程を編成し、保護者や地域に信頼され開かれた学校づくりや大磯らしい特色ある学校づくりに努めるとともに、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心をはぐくむ教育を目指します。
4. 学校、保護者、地域の方々と諸課題を共有しつつ協力体制を築き、「大磯らしい」美しい自然と由緒ある歴史・文化を大切にする教育を目指して教育活動の展開を図ります。
5. 「教職員としての使命の自覚」「教職員としての力量」を高めるために、教育研究所機能も活用し、研究・研修の機会や場を拡充します。さらに、異校種間連携や他市町村との広域的人事交流も推進します。

〔重点施策〕

1. 幼稚園

- (1) 幼児期の早い段階に集団生活の中で多くの経験を共有することは児童の自発的な行動を促すことにつながるため、町立幼稚園において実施してきた満3歳児を対象とした保育事業を継続実施します。
- (2) 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、保育ニーズの変化に注視しながら、町立幼稚園における預かり保育を長期休業中も実施し、子育て支援を推進します。
- (3) 令和2年度から6年度までの5か年計画である『第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン』に基づき、公立幼稚園の認定こども園化について進めていきます。
- (4) 子ども発達相談員（臨床心理士）が町内の幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回し実施している相談事業については就学前後の移行期においても情報連携を強化していきます。

2. 小学校・中学校

- (1) 小学校低学年での実施を基本として35人以下学級編制を実施します。また、中学校における生徒指導及び進路指導等の課題に対応するため、必要に応じ、35人以下学級編制の実施を支援します。
- (2) 各学校において、ティームティーチング(*)や少人数指導、目標に準拠した評価等、指導法の工夫改善の研究に努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の連続的な学びと成長を図るため、幼稚園・保育所と小学校及び小学校と中学校の連携を継続して進めます。
- (4) 新学習指導要領の全面实施を踏まえ、児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うため、引き続き町立学校全校において、「大磯学びづくり推進研究事業」に基づく日常授業の改善・充実に向けた研究・研修を行い、教師の指導力向上、児童・生徒の学力向上を目指します。
- (5) GIGAスクール構想(*)に基づき、児童・生徒に1人1台の整備が完了したタブレットPCや大型提示装置等のICT(*)関連機器の活用に向けた研修等の工夫・改善に努めます。
- (6) 各学校における「食育」の推進のため、大磯町で策定した「けんこうプラン大磯」と各学校における「食育の全体計画・食育の年間計画」を基に、栄養教諭による小・中学校への情報提供や授業支援などのサポート体制も活用し、食に関する指導を積極的に実践します。
- (7) 県のインクルーシブ教育(*)の方針を踏まえ、町として障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育を推進し、互いを理解しながら、社会性や思いやりのこころを育みます。
- (8) 支援を必要とする児童・生徒に対して教育支援員(*)の配置を充実させるとともに、個別的な学習支援に対応するため、指導協力員(*)の配置を進め、児童・生徒に対する支援体制の一層の強化を図ります。
- (9) いじめ・不登校・虐待をはじめとする様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー(*)やスクールソーシャルワーカー(*)を中心に、各学校の教育相談コーディネーター、心の教室相談員などの相談支援体制を充実するとともに、県立特別支援学校のセンター機能を活用し、教育相談及び児童生徒指導体制を図ります。

- (10) 『大磯町いじめ防止対策基本方針』に基づくいじめ問題への取組を着実に進めます。引き続き、いじめ・体罰防止のための研修、適正な評価処理の研修など安全管理及び教員の事故・不祥事防止に努めると共に、重大事態の対応及び再発防止に取組むため、スクールロイヤー（*）の充実を図ります。
- (11) 読書活動の推進のため学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館を子どもたちにとって親しみやすい場所にするとともに調べ学習のニーズへの確に答えられるようにします。また、子どもたちがより一層読書に親しむ機会と推奨すべき図書の提供に向け、学校図書館の機能を活用するとともに、小学4年生の学級指導等の機会を通じて大磯町立図書館との連携を図ります。
- (12) 「開かれた学校」づくりを通じ、学校とPTA・地域・関係諸機関との協働・連携を図り、地域の教育力を活かす学習活動を行うとともに、地震や津波などに対する防災対策や防犯・安全体制の一層の強化に努めます。また、新学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、推進協議会を中心に、令和4年度のコミュニティ・スクール（*）導入に向けたの研究・研修を実施します。
- (13) 児童・生徒の体力向上について、日常における「外遊び」の推奨や、『大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針』を元に、各学校の取組状況を検証し、引き続き特色ある取組を推進します。
- (14) 児童・生徒が安全・安心に施設の利用ができるようにするため、今後の児童生徒数や将来の財政状況を見据え、『教育施設等長寿命化計画』に基づき、計画的に施設設備の修繕等を行います。
- (15) 新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止対策に努めた教育を実施します。
- (16) 国の推進する「働き方改革」を受け、「教職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスにつなげる」、「仕事効率の向上により、教職員が子どもと向き合う時間を確保する」、「職員の働きやすい職場環境の実現を推進する」という趣旨と目的のもと、勤怠管理システムを導入し、引き続き、働き方改革に取り組みます。
- (17) 平成31年3月に策定した「大磯町立学校に係る部活動の方針」をもとに、部活動等の在り方についてさらに研究します。
- (18) 中学校給食の再開までの間、昼食支援を実施します。

3. 教育研究所

- (1) 幼・小・中の連携の中核として、教職員の自主的な研修ならびに系統的・教科等横断的な授業研究のさらなる充実を図ります。
- (2) 教職員を対象に教育課題に応じた研修の機会を設定し、教職員の資質向上・指導力向上を図ります。また、児童・生徒を対象とした講座を開催します。
- (3) 教育研究所に配置しているスクールカウンセラー（*）、スクールソーシャルワーカーや専任教諭により、生活面や学習面で発達の・心理的・情緒的な問題を抱えている子どもたちに対する支援を行い、その保護者と関係教職員に対する教育相談等を行います。
- (4) 教育研究の拠点となるよう書籍類、研究資料等の収集・整理を進め、活用を図ります。
- (5) 教育研究所においては、引き続き教職員が研修しやすい環境づくりに努めていきます。

《生涯学習の基本方針》

「生涯学習推進計画」のもと、先人から引き継いだ伝統行事や文化財など文化資源に愛着と誇りを持ち、次世代への継承を支援し、新たな文化の創造を推進します。また、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し、自らが得た知識を地域に活かす生涯学習社会の実現を目指します。

〔目標〕

1. 町民のだれもが豊かに生きるための様々な学びを把握し、支援するとともに、学習情報を積極的に発信し、学びを地域に活かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。
2. 生涯にわたってともに学びあうことで、コミュニティが充実し、人と人とのつながりが強くなる生涯学習のまちづくりを進めます。
3. 広く生涯学習の情報を集め、希望する情報をすぐに提供できる生涯学習のまちづくりを進めます。

〔重点施策〕

1. 大磯町第三次生涯学習推進計画の適正な進行管理を行い、計画の実現性を高めます。
2. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の実現に向けて、広く他市町の状況や本町の地域情報を収集し、情報整備に努めます。
3. 青少年指導員、PTA連絡協議会、その他関係団体と連携を図り、青少年の健全育成に努めます。
4. 「生涯学習人材登録」や県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を活用した講座を開催するとともに、町民の主体的・自主的な活動支援をするための生涯学習情報の収集と提供に努めます。
5. 生涯学習館の使用並びに講座の実施において、新型コロナウイルス感染症感染予防・拡大防止を徹底するとともに、コロナ禍で急速に普及が広まったオンラインでの学習方法を研究し、学習機会を提供します。
6. 文化祭運営委員会と連携して「おおいそ文化祭」参加団体の自立的な取り組みを支援するとともに、おおいそ美術展を開催して、個人の文化・芸術活動の活性化を図ります。
7. 社会教育施設（生涯学習館、図書館、郷土資料館）をはじめとした生涯学習関連施設・機関との連携を図り、生涯学習計画の推進に努めます。
8. 明治記念大磯邸園整備事業について、文化財保護の観点から国・県との連携を図ります。
9. 町内に所在する指定文化財の候補について、文化財専門委員会議への諮問等、指定に向けた手続きを進めます。
10. 文化財資料等の保存・活用を図るため、調査等により蓄積された資料の整理を行うとともに、大磯町文化財調査報告書第52集『（仮称）小島本陣休泊帳調査報告書』を刊行します。
11. 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、身近な問題として人権意識を高める人権教育講演会を開催し、人権への理解を深めます。

《図書館の基本方針》

乳幼児から高齢者まであらゆる世代が豊かな心を養えるよう、興味や関心を満たす機会を提供する場とし、町民の学習活動の拠点となる「町民の書齋としての図書館」を目指して、図書館利用サービスの向上を推進するとともに、生涯学習の充実に向けた支援に努めます。

〔目標〕

1. 多様化する町民ニーズに応える、親しみの持てる施設として図書館が活用されるよう、レファレンスサービス(*)に力を入れ、読書環境の整備に努めます。
2. 学校図書館と連携し、子どもたちの本との出会いが自主的な読書活動に繋がるよう支援します。
3. まちづくりなど、地域の課題解決に必要な郷土・地域資料の収集・提供に努め、町民の自主的な生涯学習活動を支援します。
4. 生涯学習の拠点として快適な環境を提供するため、老朽化した施設・設備の改善を計画的に進めます。

〔重点施策〕

1. 「大磯町立図書館サービス計画（附）第四次大磯町子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館利用の普及に努めます。
2. 学校図書館と情報を共有し、ブックリストの作成、授業支援のための本の貸出し、放課後子ども教室への協力などにより、子どもたちの読書・学習環境の整備に努めます。
3. ホームページを活用し、郷土資料の公開や、図書館資料のテーマ別展示・紹介、レファレンスサービスの回答集の作成など、図書館情報の発信に努めます。
4. 『教育施設等長寿命化計画』に基づき、施設・設備の点検・調査に努めます。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した図書館サービスの調査・研究に努めます。

《郷土資料館の基本方針》

館のテーマである「湘南の丘陵と海」に基づき、資料の調査収集、整理保管、研究活用を進めるとともに、利用者や地域住民と一体となった活動を目指します。

〔目標〕

博物館サービスを向上させ、利用者にとって魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します。

〔重点施策〕

1. 郷土資料館と旧吉田茂邸を一体的に運営し、相乗効果が表れる効率的な企画を進めます。
2. 旧吉田茂邸について、関係する団体と相互連携を保ち、円滑な運営を進めます。
3. 各種ワークショップを開催し、住民と協働による博物館活動を展開します。
4. 燻蒸を実施し、収蔵資料をより良い状態で保存・活用するための環境づくりに努めます。
5. 老朽化した空調設備を更新することにより、施設の適正な維持管理に努めます。
6. 広報紙やインターネット等、多様な媒体を活用した広報活動に努めるとともに、各種団体と連携し、効果的な情報発信を行います。

【*用語の解説】

ティームティーチング

複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。略称 TT。リーダーの教師を中心として、何人かの教師たちが協力しあい、授業を行う。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称である。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「コミュニケーション」が加わっている点に特徴がある。

GIGA スクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略。

義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境などを整備する計画で、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的とする。

スクールカウンセラー

各学校において支援体制の構築及び相談機能の充実、教職員との協力体制を密にする目的で教育研究所に配置した公認心理士及び臨床心理士。

スクールロイヤー

スクールロイヤーは、いじめや体罰、虐待など困難な問題の解決に向けて、学校及び教育委員会の相談を受けることができる弁護士。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校と地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 6）に基づいた仕組み。

新体力テスト

文部科学省が実施する体力、運動能力テスト。1999 年これまでのスポーツテストを全面的に見直し導入された。

インクルーシブ教育

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通してお互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指す教育。

スクールソーシャルワーカー

様々な課題を抱える児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、学校と関係機関等とのネットワークの構築・保護者や教職員等に対する支援や相談、情報提供等を行う社会福祉士。

指導協力員

教員免許状を有し、学校等において、児童等を指導する教員を補助するとともに、当該児童等への学習指導を行う職員をいう。

教育支援員

学校等において、障害等の理由により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を指導する教員を補助するとともに、当該児童・生徒の教育活動を支援する職員をいう。

レファレンスサービス

利用者が必要とする情報・資料を図書館員が検索・提供・回答する業務。